

倉吉市児童手当法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月7日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第5号

倉吉市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

第1条 倉吉市児童手当法施行細則（平成25年倉吉市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支払) 第17条 略 2・3 略	(支払) 第17条 略 2・3 略 4 前項の規定にかかわらず、市長は、法第8条第4項ただし書の規定により児童手当の支払を行う場合は、 <u>児童手当支払通知書（様式第13号）又は児童手当支払通知書（施設等受給者用）（様式第14号）</u> により受給者に通知するものとする。
(支払の一時差止) 第18条 市長は、法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、児童手当支払差止通知書 <u>（様式第13号）</u> 又は児童手当支払差止通知書（施設等受給者用） <u>（様式第14号）</u> により受給者に通知するものとする。	(支払の一時差止) 第18条 市長は、法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、児童手当支払差止通知書 <u>（様式第15号）</u> 又は児童手当支払差止通知書（施設等受給者用） <u>（様式第16号）</u> により受給者に通知するものとする。

第2条 倉吉市児童手当法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第13号及び様式第14号を削り、様式第15号を様式第13号とし、様式第16号中「回」を削り、同号を様式第14号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。